

## 鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、空き家・空き店舗対策、地域のにぎわい及び景観の保全により地域を活性化させる観点から、本県における空き家利活用促進に向けた物件の掘り起こし機能及び空き家所有者と利活用希望者とのマッチング機能の強化を図るとともに、空き家利活用を推進する人材育成、普及啓発並びに空き家の転貸（サブリース）及び維持管理等の事業化に向け取り組む団体を支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1又は別表2の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表1の補助事業を行う同表の第2欄に掲げる者

(2) 別表2の補助事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該事業に要する同表の第3欄に掲げる経費の額について間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1又は別表2の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、これらの表の第4欄に定める率を乗じて得た額（その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以下とする。ただし、当該表の第5欄に掲げる額を上限とする。

3 間接補助事業は別表2の第7欄に掲げるすべての要件に該当するものであること。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行う日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月20日までに事業着手する場合は、4月20日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書並びに申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日（その日が、社会資本整備総合交付金

交付要綱に基づく国の交付金の交付決定の通知を知事が受理した日又は当該交付決定が確実に見込まれると知事が確認した日のいずれか早い日以前である場合にあっては、当該いずれか早い日) から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1又は別表2の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 本補助金の交付を受ける市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 本補助金の交付を受ける市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表2の第6欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 本補助金の交付を受ける市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日
  - (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 15 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書並びに報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 4 号、様式第 8 号及び様式第 2 号又は様式第 3 号によるものとする。
  - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 9 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第 11 条 本補助金の交付を受ける市町村は、間接補助事業にかかる本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第 12 条 本補助金の交付を受ける市町村は、第 6 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第 6 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 本補助金の交付を受ける市町村は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書の期間を定めるに当たっては、この要綱に定めるもののほか、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」の定める耐用年数より短い期間を定めてはならない。

（雑則）

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 28 日から施行し、平成 30 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 8 日から施行し、平成 31 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1 補助事業	(1) マッチング支援事業 市町村や民間による、利活用が可能な物件の掘り起こしを支援するとともに、利活用に向けて関係各者間のマッチングを支援。	(2) 人材育成・普及啓発事業 最前線で活躍する実践者を招いた、ワークショップや講演会の開催等による実践的なまちづくり人材の育成を支援。
2 事業実施主体	とっとり空き家利活用推進協議会	
3 補助対象経費	マッチング事業に必要な経費 ・相談員及び専門家の派遣に係る謝金、旅費及び食糧費 ・会場使用料 ・相談会の開催に係る広報費 ・その他、マッチング事業に係る経費(役員費、委託料、需用費等)	人材育成・普及啓発事業に必要な経費 ・講師に係る謝金、旅費及び食糧費 ・会場使用料 ・講演会等の開催に係る広報費 ・その他、人材育成・普及啓発事業に係る経費(役員費、委託料、需用費等)
4 補助率	2/3	
5 補助限度額	2,900千円	
6 承認を要する変更	本補助金の増額又は2割を超える減額	

注) 委託料については、県内業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

別表2 (第3条関係)

1 間接補助事業	団体育成・スタートアップ支援事業 空き家の利活用を推進する団体を育成するため、利活用のためにおこなう空き家の清掃や維持管理、転貸(サブリース)等の取組に対して補助する市町村を支援。
2 事業実施主体	市町村と連携して空き家の利活用に取り組む地域のまちづくり団体、県内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人又はその他市町村が必要と認める住民団体等
3 補助対象経費	(1) 利活用希望者の内覧等のために行う空き家の清掃や空き家の維持管理に必要な軽微な補修、老朽化の抑制等に要する消耗品費、材料費、廃棄物処分費、委託費等の経費。 (2) 空き家の転貸(サブリース)事業や所有する空き家の賃貸事業に取り組む場合に行う改修工事(母屋の改修工事に伴って実施する場合に限り、土蔵、倉庫、車庫等附帯建築物の改修工事を含む。)に要する次に掲げる経費。 ① 給排水設備、空調設備、電気設備及び内外装改修工事費用(テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機等の家電並びに造り付けではない家具や棚等に要する費用は除く。) ② 間接補助事業者が自ら施工する場合、材料の購入費用 ③ 住宅以外の用途に転用する場合、法令適合に必要な経費 ④ 設計等費用 ⑤ 家財道具等の撤去処分費用 ⑥ 外溝整備費用 ただし、③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の1/2を限度とする。
4 補助率	間接補助対象経費の1/2(ただし、市町村負担額が間接補助対象経費の3/4を下回る場合にあつては、市町村負担額の2/3)
5 補助限度額	(1) 133千円/団体。ただし、清掃や維持管理等をおこなう空き家1戸につき50千円を限度とし、補助限度額内であれば事業を実施する空き家の戸数を制限しない。 (2) 600千円/戸。(非住宅へ転用する場合は1,000千円/戸)ただし、同一年度内に申請できる件数は、1団体当たり1戸とする。
6 承認を要する変更	本補助金の増額
7 補助要件	(1) 事業の対象となる空き家は次のすべての要件を満たすこと。 ① 国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。

	<p>② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係する法令に違反していない建築物であること。</p> <p>③ 住宅以外の用途に転用する場合は、関係法令に適合するものであること。ただし、公序良俗に反するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業を営むものへの転用は補助対象外。</p> <p>④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）に基づき指定される土砂災害特別警戒区域に位置していないものであること（適正な対策が施されている場合を除く。）。</p> <p>⑤ 事業実施主体が所有するものではない場合、所有者等から事業の実施について書面で承諾を得たものであること。</p> <p>(2) 第 3 欄第 2 号の費用を補助対象とする場合にあつては、事業実施主体が既に転貸（サブリース）事業及び賃貸事業に取り組んでいる場合、事業を実施している戸数が 3 戸未満であること。</p> <p>(3) 国、県及び市町村の他の補助金の交付を受けていないこと（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く。）。</p>
--	---

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住所  
氏名 印  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付申請書

鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称	〇〇〇〇事業
算定基準額	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 (に準ずる書類)

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業（マッチング支援事業、人材育成・普及啓発事業）計画（報告）書

1 交付申請額の算出方法

（単位：円）

補助事業	事業費	補助対象経費	交付申請額	内容
計				

- （注） 1 補助事業欄は、「マッチング支援事業」「人材育成・普及啓発事業」の別を記載すること。  
2 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。  
3 変更申請する場合は、下欄に変更申請に係る額を、上欄に既交付決定に係る額を（ ）書きで記載すること。

2 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

【添付書類】

交付申請時

- ①マッチング支援事業、②人材育成・普及啓発事業  
・振込依頼書

実績報告時

- ①マッチング支援事業、②人材育成・普及啓発事業  
・事業報告書や事業別支出内訳等、活動内容が確認できる書類

様式第3号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業（団体育成・スタートアップ支援事業）計画（報告）書

1 交付申請額の算出方法

（単位：円）

事業 番号	間接補助事業 区分	間接補助 対象経費	間接補助 金額		備考
				うち県補助金	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
合計					

- （注） 1 間接補助事業区分欄には、別表2第3欄第1号に該当する間接補助対象経費を申請する場合は「清掃・維持管理」を、同表同欄第2号に該当する間接補助対象経費を申請する場合は「サブリース」を記入すること  
 2 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

2 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

【添付書類】

交付申請時

- ① 間接補助事業区分が「清掃・維持管理」の事業は、事業番号ごとに以下の書類を添付すること。  
 ア 様式第5号  
 イ 対象となる空き家の写真等、建物の現状がわかるもの  
 ② 間接補助事業区分が「サブリース」の事業は、事業番号ごとに以下の書類を添付すること。  
 ア 様式第6号  
 イ 間接補助対象経費が確認できる見積書の写し等  
 ウ 対象建築物の写真  
 エ 空き家を所有又は賃借していることが確認できる登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し等

実績報告時

団体育成・スタートアップ支援事業

- ① 間接補助事業区分が「清掃・維持管理」の事業は、事業番号ごとに以下の書類を添付すること。  
 ア 様式第3号  
 イ 支払いが確認できる領収書の写し等  
 ウ 事業実績が確認できる写真（清掃や管理の様子）等  
 ② 間接補助事業区分が「サブリース」の事業は、事業番号ごとに以下の書類を添付すること。  
 ア 様式第4号  
 イ 支払いが確認できる領収書の写し等  
 ウ 事業実績が把握できる図面、改修前後の写真（外観及び改修箇所が把握できるもの）等

様式第4号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：円）

区 分	予 算 額 (a)	決 算（見込み）額 (b)	差 引 (a - b)
財源内訳 県補助金 その他の財源			

歳出予算（決算）

（単位：円）

区 分	予 算 額	流 用 等 増 減 額	予 算 現 額	支 払 額	適 要



写真等、建物の様子がわかるもの



## 3 間接補助対象経費の内訳

(単位：円)

経費区分	細目 <sup>※1</sup>	間接補助対象経費	小計	市町村補助金額 <sup>※2</sup>
① 改修工事費				
② 法令適合費				
③ 設計等費				
④ 家財道具等の撤去処分費				
⑤ 外構整備費				
合計				

※1 細目欄には経費区分ごとの内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※2 市町村補助金額欄は県補助金その他全ての財源を含めた全体額を記載すること。

※3 ③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の1/2を限度とする。

様

鳥取県知事 平井 伸治 ㊟

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の（間接）補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、（間接）補助対象経費の実績額について、鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱（平成28年8月30日付第201600079323号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、その收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所  
申請者 氏名 印  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称		
交 付 決 定	算定基準額	交付決定額
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 (に準ずる書類)	

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

様

職 氏 名



〇〇年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税について、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額  
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）  
金 円

※ 添付書類

2の金額の積算の内訳書等